

商品類型 No.132 「トナーカートリッジ Version2.0」、No.142 「インクカートリッジ Version2.0」
 (認定基準公表案)への意見と回答

No.	意見箇所	意見内容	対応(案)
1	132V2B.4-1-2.(9)、(10)	<p>改定基準案について、(9)項及び(10)項の試験条件が再生メーカーにとって大きな負担となる。現在エコマーク認証を受けている製品について、今後の更新は事実上不可能に近いと予想する。</p> <p>次の改善案を提出するので、検討をお願いしたい。</p> <p>(9)項：トナー成分が同系統(樹脂が同じであること)であれば、試験結果を引用してエコマーク申請が出来るようにする。</p> <p>(10)項：(9)項にも粉塵の試験項目があるため、(10)項の試験は必須ではなく努力目標としてほしい。</p>	<p>本基準項目は、消費者に対して、室内環境汚染によるヒト健康などへの影響を最小にする目的で揮発性有機化合物等について設定しました。</p> <p>試験区分に関しては、ご意見にもとづき基準策定委員会で再検討しました。同等のトナー/インクによる試験結果を準用することも検討しましたが、その試験結果を以て、申込カートリッジの TVOC 等の基準値への適合性を担保できることを示すデータ等が不足しており、妥当性が十分に説明できないため、現時点では同等と見做せる試験区分を基準として設定することは困難です。そのため、申込者が、申込カートリッジとトナー/インク構成成分などが同じカートリッジを用いた機器からの TVOC 等の放散が、申込カートリッジと同等であることを、複数サンプルの試験結果により検証している場合には、検証方法の妥当性も含めてエコマーク審査委員会で合理的であると判断される場合に限り、当該カートリッジの試験結果を提出することも認めることとしました。また、データ等を蓄積したうえで、試験区分の部分的な改定を検討することとします。</p>
2	132V2B.4-1-2.(9)、(10)	<p>基準書案の 4-1-2 有害物質の制限とコントロールの項で、(9)及び(10)で TVOC 等及び微粒子についての測定基準が示されおり RAL-UZ171 に規定する測定法により実施することとなっている。</p> <p>純正メーカーを除いてこの基準を満たす試験機関は3箇所と少なく、検査費用も現状の粉塵スチレン測定の3倍以上(100万円以上)となっている。エコマークは製品認定のため、エコマーク取得の費用は再生カートリッジの製造事業者にとって大きな負担となり取得を諦める事業者も出ると考える。</p> <p>再生トナーカートリッジ基準の改善案として以下の案について検討をお願いしたい。</p> <p>1.再生カートリッジの種類に関係なく、使用するトナーが共通の場合は、代表の製品にて試験を実施する。同じトナーを使用する異なる製品については、試験結果を引用し提出することで申請できるものとする。再生メーカーは、同一トナーであることの報告書(誓約書)を提出する。</p> <p>2.純正メーカーが同一エンジンでプリンタを各社に OEM している場合、代表するプリンタで再生カートリッジの試験を実施する。各 OEM 先のプリンタに使用する再生カートリッジの申請にも試験結果を適用できるもの</p>	<p>No.1 の回答と同じ。</p> <p>試験機関についてはご指摘の通り、現在対応できる第三者試験所が3箇所と限られています。そのため、試験所の選択肢を広げるために、ISO9001 に従う試験所についてもサンプリングと分析を含む品質システムを確立している場合には、当面は認めることとしました。</p>

No.	意見箇所	意見内容	対応(案)
		<p>とする。</p> <p>3.(9)項の試験について、2014年4月以前に発売された機器については、ブルーエンジェル RAL-UZ122 に従った試験結果も認めるものとする。</p>	
3	142V2A、B. 4-1-2.(9)	<p>今回の基準案について下記の懸念される点について申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブルーエンジェル RAL-UZ171 の試験方法はプリンタ本体機器を使用している測定方法であり、再生インクカートリッジとしてはインク以外の機器自体から放散される VOC 量がコントロールできない。 <p>機器基準 No.155 との整合性は考慮に入れる必要があると思われるが、その場合はインク自体を測定する簡便な試験方法を検討する必要があると判断する。</p> <p>事務局よりノルディックスワンなど別の測定基準案を提案されたがブルーエンジェル RAL-UZ171 との相関性が認められなかった。引き続き簡便な試験方法を検討する猶予が必要であり再生インクカートリッジでは採用を見送るべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮に新基準案を承認し、現行の基準の有効期限が切れる 2020 年までに他の測定方法を見付け出せれば良いが、あくまで可能性であり確実性が低いと思われるので見送ることを求める。 ・新品インクカートリッジメーカー（プリンタ本体メーカー）は自社またはグループ会社内で施設を所有しており本体機器と同時に測定することができるという点では再生インクカートリッジメーカーと立場が違う。 ・当社で調べた結果だが、評価機関とされる「ISO/IEC17025 認定試験所」は国内には 3 拠点と言われており、受託試験所の状況によっては検査終了までに時間が掛かる事が予想できる。 (一般財団法人東海技術センター、株式会社住化分析センター、株式会社島津テクノリサーチ) <p>また、費用は概算で 1 試験あたり約 100 万円程度の費用が掛かると言われている。</p> <p>再生インクカートリッジメーカーはインクカートリッジのみの製品化であり、製品の価格は単品で数百円、パック品でも高くても 3~4 千円程度である。新品インクカートリッジメーカーのように高価なプリンタ本体機器とその消耗品であるインクカートリッジを含めた事業であれば収益性をとる事が可能なのだろうが、本体機器を販売していない再生メーカーと致しては収益性を取ることが困難である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新品カートリッジと再生カートリッジとの基準を別にする場合、販売時に不利益になる可能性が残る。 ・市場には再生インクカートリッジとは違う「汎用インクカートリッジ」と 	<p>No.1~No.2 の回答と同じ。</p> <p>なお、汎用カートリッジについては、グリーン購入法と同様に Version2 基準においては対象としないこととしています。</p>

No.	意見箇所	意見内容	対応(案)
		<p>呼ばれる製品が流通しているが、このような製品はエコマークなどの認証を受けていない。エコマークにおいて新基準が採用されると再生インクカートリッジとしてエコマークを取得することが困難になり継続的に認証を取り続けることや新規参入の障壁になり得る。</p> <p>このことにより将来的に市場の寡占化を生み出し、新品カートリッジ以外には客観的な品質基準や環境側面を配慮していない汎用インクカートリッジが多く流通することで安全面・品質面に不安が残り、消費者の選択肢が狭まる事となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> グリーン購入法は自主宣誓制となっていることで一部の汎用インクカートリッジでもグリーン購入法適合製品を詠っている製品が見受けられるが、Ames 試験等の検査結果の第三者による確認を行っておらず信憑性に欠けているのが実情である。 <p>そのような状況の中、エコマークの基準見直しを行ったとしても市場においてエコマークならびにグリーン購入法との相違点をうまくすり抜けている箇所の改正が消費者への有益性があるように思う。</p>	
4	142V2B.4-1-2.(9)	<ul style="list-style-type: none"> 複合機本体において機器から放散される総揮発性有機化合物の原因は、機器本体の構造によるもの、もしくは使用されるインクカートリッジのインク成分に、集約されるのではないか。 <p>であるなら、機器の構造による原因を調べるには、まず機器製造メーカーによる機器本体の検査で十分ではないか。</p> <p>また純正メーカーと同じカートリッジを使用している再生インクカートリッジは、純正メーカーとの違いはインクのみとなるので、再生インクカートリッジに関しては使用されているインク成分の検査のみで、その目的は果たされるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「使用済みカートリッジの適正な処理(回収・リサイクル、再資源化等)が重要なテーマで、環境に配慮されたインクカートリッジの市場を拡大するためには、品質面でも優れたインクカートリッジとして新品および再生品の両方をバランスよく普及することが重要である」という認定基準制定の目的は、我々消費者にとっても、非常に有意義だと考える。 <p>しかしながら、体に有害な化合物がインクカートリッジに含まれているのならエコマークを取得していないその他の各インクカートリッジメーカーのインク成分検査こそ早急に検討すべきではないか。</p> <p>積極的にエコマークを取得している善良？なメーカーは少数で、エコマークを取得していないメーカーがほとんどだとおもう。エコマークの取得にコストがかかりエコマークを取得していない他メーカーとの価格差が発生するのであれば、より安価で環境に配慮された商品を購入したいと願う</p>	No.1～No.3 の回答と同じ。

No.	意見箇所	意見内容	対応(案)
		消費者にとっては、選択が難しい状況がうまれるとおもう。	
5	142V2B.4-1-2.(9)	<p>■日本国内に流通されている純正メーカー以外のカートリッジのなかには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生インクカートリッジに偽造された汎用品 ・海外にて違法に収集された使用済みカートリッジを再生し、日本国内で販売されている再生品 ・環境的負荷をあまり考慮せずに IC チップやインク収納容器（袋）などの交換部品を多く使用した再生品 <p>などの製品が日本の流通市場において混在しており、むしろエコマークの意義を理解し、積極的に現認定基準に遵守して再生を行っている業者の方のごくわずかというのが実情である。</p> <p>現在の審査基準の実態は、再生メーカーの申請内容と結果報告のみを判断基準としているので、善良な再生メーカーは審査におけるコストや取り組みを正しく消費者に理解戴くことにはなっておらず、却って競争力をなくす仕組みとなっている。</p> <p>また今回の制度改定において、規格上より厳しい形式とするような変更とした場合、善良な再生メーカーへの負担はますます過大なものとなり、結果、粗悪な再生品や汎用品が横行し、エコマークの識別マークとしての機能が意味をなさなくなると危惧している。</p> <p>このように認定基準のみの制定ではこの基準をくぐりぬけて認定を付与してしまうことに関してなんら歯止めがかかっておらず、結果して検査設備を有している純正メーカーの純正品と粗悪な再生品／コピー品の 2 極化が進むだけであり、善良な再生メーカーにとって不利益なものに導く制度になってしまうと思う。</p> <p>まずは、このような再生品の制度を制定する前に、再生カートリッジの流通と仕組みづくりが進んでいる北米や欧米などの同取り組みなどを十分考慮し、制度の制定のみならず、ISO 認定のように再生工程の監査や、使用済みカートリッジの調達ルートなどにおいてもわが日本国の社会性に合致しているものなのか？を十分考慮し、審査をする制度が必要かと思う。</p> <p>そのような取り組みをもってこそ、エコマーク基準が環境への品質として消費者の皆様きちんと認知戴ける有用な識別マークとして機能するものと思われる。</p>	No.1～No.3 の回答と同じ。
6	142V2B.4-1-2.(9)	<p>プリンタ本体器機とカートリッジの両方を製造し、材質をコントロールできる立場にある純正メーカーにとって、「カートリッジ使用時における有害物質の放散に関する基準」を満たすことの必要性は十分に理解できる。</p> <p>しかし、再生インクカートリッジメーカーにおいて、純正メーカーと同じ基</p>	No.1～No.3 の回答と同じ。

No.	意見箇所	意見内容	対応(案)
		<p>準を強いることに疑問と懸念が残る。</p> <p>疑問として、再生インクカートリッジは、純正メーカーが製造したカートリッジをそのまま使用し、インクだけを詰め替えている訳なので、直接コントロールできないカートリッジについて検査をしても、何ら対処できないので、対処範囲を越えていると思われる。</p> <p>新たに詰め替えられたインク溶液については、既にエコマークが求める安全基準があり、インク溶液の安全性についてはこちらで担保されていると理解する。</p> <p>であれば、一般的に考えて同じカートリッジを複数回検査する科学的な意味がどれ程あるか大いに疑問を感じる。</p> <p>さらに懸念として、再生インクカートリッジの「有害物質放散の測定」が新たな基準となった場合、概してこの手の評価機関は少ないと想像するので、要求される試験機種が多さと相まって、検査終了までに膨大な時間とコストが考えられる。単価の安い再生インクカートリッジメーカーにとって、実質的に越えられないハードルとなるのではないか。</p> <p>仮に、新しい基準において「再生インクカートリッジ」のエコマーク認定が取得できなくなった場合、再生インクカートリッジメーカーはコストをかけた新基準以外の取り組みをユーザーにアピールする方法を失う。</p> <p>厳格なエコマーク認定の基準に劣る(自主宣誓制という意味で)グリーン購入法の表示しかない。</p> <p>しかし、汎用インクカートリッジでもグリーン購入法適合商品を詠っている製品が見受けられるが、Ames試験等の検査結果の確認を行っておらず信憑性に欠ける製品もあるようである。</p> <p>結果的にエコマーク事業の趣旨に賛同し、厳しい(安全・環境・品質)基準をクリアした意識あるメーカーが認定を受けられず、今までエコマーク認定に届かなかった製品と同列の扱いになることが釈然としない。</p> <p>再生メーカーがエコマーク認定への興味と努力そのものを失わせることも懸念する。</p> <p>取り組みを見分ける術が無い・・・となると、何の為の改訂か?と疑わざるを得ない。少々バランスを欠いた施策ではないか?</p> <p>消費者としてあらゆる安全基準を満たしていただくことは良いことだが、実質的に信頼性を見分ける手がかりが低下し、我々消費者にとって何ら資することのない状況になることを最も懸念する。</p>	
7	142V2B.4-1-2.(9)	<p>環境に配慮した商品を広める為、品質面でも優れたインクカートリッジを新品と再生品をバランスよく普及出来るように、新たな基準を設定される事は賛同する。</p>	No.1～No.3 の回答と同じ。

No.	意見箇所	意見内容	対応(案)
		<p>ですが、再生インクは今までの基準でも問題なく使用出来る。検査を追加することで購入価格に反映され、ユーザーとしてはマイナスのイメージになる。</p> <p>甘い基準にする必要はないが、どこの再生インクカートリッジ企業(メーカー)も参入出来ないような基準であれば、環境に配慮する意識が薄れると感じる。</p> <p>すべてのインクメーカーが対応するのでしょうか。</p> <p>市場には再生品以外に様々なメーカーが存在する。</p> <p>どの商品を購入するかはユーザーが決める事だが、良く分からない怪しい商品より、品質も環境にも、もちろん価格にも配慮できる商品が良いと思う。</p> <p>エコマークの意義を理解して実践してもらえようような商品が今後もある事を希望する。</p>	
8	142V2B.4-1-1.(1)、4-1-2.(9)	<p>エコマーク商品類型 No.142『インクカートリッジ Version2.0』認定基準(案)の、そもそもの制定目的は、<u>年間約 2 億個が流通すると言われているインクジェットカートリッジの使用済みカートリッジの適正な処理(回収・リサイクル、再資源化等)を実現する事</u>であり、我々、再生カートリッジ事業者は正に、その使命を自負し、創業以来、日々、安価で高品質なリサイクルカートリッジを、市場に供給してきた。</p> <p>然し、今回の改正案で、本来の目的である筈の、使用済みカートリッジの適正な処理(回収・リサイクル、再資源化等)とは相反し、著しくバランスを欠いた TVOC 規制を適用されようとしているが、本試験を実施できる試験機関に限られているばかりか 1 試験当りのコストが、100 万円程度掛かるとも言われているので、純正メーカー以外のサードパーティー(リサイクルカートリッジ、汎用カートリッジメーカー)は、現実的な対応が難しい一方でプリンタメーカー各社では、本試験機を社内保有しておられ、その試験機を用いての分析やテストをとり行うことが認められると記載されており、この点からも、著しくメーカー保護=サードパーティー排除の立ち位置に傾倒した<u>実上、非純正品排除目的としての意図を、強く感じずにはいられない。</u></p> <p>もし、<u>TVOC 規制を導入されるのであれば、物理的に調整可能で、正に大元の設計責任があると言える、純正メーカーのみに課すべきレベル</u>ではないか。</p> <p>リサイクルカートリッジは、実質的に、補給インクが異なるだけなので、現状の MSDS、及び AMES 試験の試験結果が、安全基準をパスしていれば、それで必要十分な筈である。この AMES 試験でも、一検体(1 色)10 数万円の検査費用が掛かる為、真面目に対応しているサードパーティーは極僅かなので、<u>一検体 100 万単位となりますと、ほぼ皆無となり、事実上、純正カー</u></p>	<p>No.1～No.3 の回答と同じ。</p> <p>なお、エコマークの認定基準で設定しているトナーやインクの Ames 試験(復帰突然変異試験)は、化学物質の変異原性を検出する目的で実施されるものです。揮発性有機化合物は、室内環境汚染によるヒト健康などへの影響を最小にする目的で設定されたものであるため、それぞれ観点が異なります。</p> <p>製品設計チェックリストは、再生カートリッジについては、交換部品に対して対象としております。従って原案通りとします。</p>

No.	意見箇所	意見内容	対応(案)
		<p><u>トリッジの寡占化を容認・肯定する事になる。</u></p> <p>エコマーク事務局の使命は、サードパーティー排除では無く、どのように年間約2億個のインクジェットカートリッジを再利用・再資源化の方向に導いていくのか。又、同時に、バランス良く高品質化も図っていくのかにある筈なので、今一度、そもそもの目的と、第三者として、特に、エンドユーザーとしての公平な視点で、本案の見直し及び最終調整を、強くお願いしたい。その一方で、別表1の製品設計チェックリスト、及び包装材料チェックリストの内容は、本来の環境保護推進の立場に基づいて検討されており第三者の視点で見ても、非常に納得感の高い、適切な内容だと感じる。</p> <p>但し、この内容は、純正カートリッジ製造メーカーが、製品設計時に配慮しなければならない内容であり、<u>リサイクルカートリッジでは、筐体は純正の再利用なので、製品設計チェックリストの内容は、既に反映されていると解釈できる為、あえて必要無いと思うが如何か。(汎用は、純正同等の設計規格が必要だと思うが)</u></p> <p>最後に、リサイクル以外のカテゴリとして、最近、特に、インターネット市場での市場占有率を上げている、汎用カートリッジについては、どのようにお考えでしょうか。</p> <p>現案は、純正とリサイクルの2種類のみで分別されているが、本来は、純正+汎用とリサイクルとするか、純正とリサイクル+汎用とするのか3種全てに個別の制度を設けるのかの検討も必要だと思う。</p> <p>既に、汎用カートリッジは、その存在を無視できないところ迄販売数量を伸ばして来ており、そもそも価格が安い為、一般的に低品質、且つ特許侵害も厭わない製品が多い、このカテゴリのメーカー/販社にこそ、資源再利用及び品質改善への、何らかの取組が必要だと感じるが、如何か。</p>	
9	142V2B.4-1-2.(9)	<p>有害物質を評価する際の試験方法としてドイツブルーエンジェルRAL-UZ171が検討されているが、試験に際して複数台(最低でも最も高速な)の機器が必要と記載があった。</p> <p>①大型チャンバーを必要とする試験であり国内で3箇所しかない施設での試験となると高額な試験費用がかかるのではないか？</p> <p>②本体機器との整合性は必要だが、インクカートリッジの認定基準ということなので、本体機器単体とインク単体を分けて評価できる基準にすべきではないか？</p> <p>①②共に懸念しているのが価格への反映及び結果として環境への関心の薄れを招くのではないかということである。安価なインクカートリッジの評価に高額な検証施設、本体機器が必要となる試験を行うことは認証インクカートリッジの価格高騰につながると思う。</p>	No.1～No.3の回答と同じ。

No.	意見箇所	意見内容	対応(案)
		<p>現在環境に配慮されていない安価なインクカートリッジが多く存在しており、エコマークに準拠したインクカートリッジとの価格差が広がればエコマークに準拠しないインクカートリッジの普及を促進する危険性があるのではないかと。</p>	
10	142V2B.4-1-2.(9)	<p>再生インクを販売するものとして、エンドユーザー様へは商品に厳格な基準があるものをご提案させて頂いている。これまでエコマークのあるものを推奨して販売をしてきたので、更なるラベル基準を設けることに対しては賛成の立場である。しかしながら高コストになることがわかっている基準の制定に関しては、もう少し検討すべきではないか？</p> <p>新たに有害物質の放散に関するブルーエンジェル基準にそった検査をすることに関してだが、検査施設が3箇所しかなく、受入能力や費用が高額になるということは結果としてエンドユーザーが手にする価格が高騰することになるのではないかと？再生メーカーが検査に要するコストを販売価格に上乗せする事になり、折角認知されてきつつある、環境意識と安価でコスト削減になる再生インクカートリッジを使用する意識が薄れ、価格上昇により普及にブレーキがかかるような流れになってしまうのではないかと危惧している。</p> <p>また再生インクメーカーがラベル獲得に高コストをかけると事で採算が取れなくなり、市場から姿を消してしまう事は考えられないか？</p> <p>結果として消費者であるエンドユーザーの選択肢が狭まることにならないか？</p> <p>種類が多くアイテムごとに検査が必要なのであれば検査費用がさしてかからないようにすることも非常に重要であると思う。販売者としても仕入原価が上がれば、やはりユーザー様へ転嫁せざるを得ない。今後もエコマークのついた環境配慮型の商品の販売を進めていきたいと思うが、最終的に購買をするエンドユーザーが泣くようになるのではなく、ユーザーにもメーカーにも優しい取り組みになるといいと思う。</p>	No.1～No.3 の回答と同じ。
11	142V2B.4-1-2.(9)	<ul style="list-style-type: none"> 環境へ配慮した製品の供給については賛同できるが、費用対効果が全く度外視されている。自社で保有しているメーカーを除けば、外部検査機関がまだ日本に数箇所しか整備されていない更に検査費用が高額な試験を義務化して、消費者の有益性を確保するには環境面で時期尚早と考える。新品カートリッジメーカー側のスタンスで基準策定しているように思われる。 実情から配慮するのであれば、市場が拡大傾向にあるビジネス向け大判形式と証される試験方法改定の方が先ではないか？大判形式はコンシューマー向けの小型形式の数倍～数百倍のインク量があるにも関わらず、寿命 	<p>No.1～No.3 の回答と同じ。</p> <p>なお、大判形式向けの再生インクカートリッジの寿命枚数の測定方法については、基準策定委員会で検討しましたが、ISO/IEC24711(またはISO/IEC29102)に代わる妥当な試験方法がありませんでしたので、現時点では上記の試験方法に基づくこととしました。今後、事業者から試験データ等に基づく妥当な提案があれば、部分改定等を検討します。</p>

No.	意見箇所	意見内容	対応(案)
		<p>試験方法が同じというのはナンセンスである。単純に評価時間及び費用もインク量に比例して掛かってしまうのが現状で大きな障壁になっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生インクメーカーは自社で管理可能なインク成分について Ames 試験を実施、生産過程では ISO 認証を取得し、消費者へ安全で且つコストパフォーマンスの優れた商品をお届けする弛まぬ努力をしている。昨今蔓延する粗悪な海外製品の撲滅を目指す方が施策としては優先された方が消費者のためになると思う。 	

意見者 11 名